市区町村コード 271004 市たばこ税領収証書 (手持品課税用) 大阪市 大阪市 ロ 座 番 号 加 入 者 00900-5-960001 大阪市会計管理者 (営業所又は貯蔵場所の所在地、名称及び店舗名称) T	市区町村コード 271004 市たばこ税納付書 大阪府 大阪市 口座番号 加 入 者 00900-5-960001 大阪市会計管理者 (営業所又は貯蔵場所の所在地、名称及び店舗名称) 〒	市区町村コード 271004 大阪府 (手持品課税用) ID 222 分類 区 税目 帳票 大阪市 90 01 22 55 71 730 730 730 74 750
(申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び代表者氏名) 〒	(申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び代表者氏名) 〒	(申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び代表者氏名) 〒
様	様納	様納
年度 申告年 申告月 申告処理 処理回次 台 帳 番 号 申告 区 分 申 修 正 正 定 定 税 額 日 + 億 千 百 + 万 千 百 + 円 税 滞 金 過少申告・ 加算金 合 計 額 A 計 額 収 上記のとおり領収しました。 (納稅者保管)	年度 申告年 申告月 申告列 如理回次 台 帳 番 号 申告	年度 申告年 申告月 申告処理 処理回次 台 帳 番 号 中 告 区 分 申 修 更 決 告 正 正 定 税 額 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 税
付即	上記のとおり納付します。 金融機関又は 郵便局保管	取りまとめ局 〒539-8794 大阪貯金事務センター 印 上記のとおり通知します。 (市町村保管)

◎ 納期限後に納付された場合の延滞金

本書表面に記載の納期限後に市たばこ税(手持品課税)を 納付された場合(修正申告により増加した税額を納付される 場合を含みます。)は、納期限の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、地方税法及び大阪市市税条例の規定により計 算した延滞金がかかります。

- ◎ 期限後申告、修正申告、更正又は決定があったときは、当 該期限後申告等により納付する市たばこ税(手持品課税)額 のほかに、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金が課 せられる場合があります。
- ◎ 督促状を発した場合、発した日から起算して10日を経過 した日までに、督促に係る本税・延滞金、過少申告・不申 告・重加算金を完納されない場合は、滞納処分を受けるこ とになります。
- ◎ 納付場所
- ◎大阪市公金収納取扱金融機関
- ●全国の店舗で取り扱う金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、 りそな銀行

- ●大阪府内の店舗で取り扱う金融機関
 - ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、
 - 一部の農業協同組合等
 - ※取り扱う店舗には「大阪市公金収納取扱店」の表示 があります。
- ◎ゆうちょ銀行及び郵便局

近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋 賀県、和歌山県) に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

- ◎市役所、区役所庁内の銀行派出所
- ◎市税事務所

詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 市税 納付場所



※この納付書では、コンビニエンスストアでの納付や、「Pay-easy (ペ イジー)」に対応した金融機関ATMでの納付のほか、クレジットカード、 キャッシュレス決済アプリ (PavPav請求書払い、LINE Pav 請求書支払 い、au PAY等)、インターネットバンキング、モバイルバンキング (携 帯電話)といったインターネットを利用した方法での納付はできませ

- ◎ この領収証書は、大阪市会計管理者、銀行等(大阪市 指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代 理金融機関)又は郵便局の領収日付印を押すことによっ て効力を生じます。ただし、証券(小切手等)をご使用 の場合は、その証券金額の支払いがあるまで納付義務は 完了しません。
- ◎ この領収証書は、5年間大切に保管してください。